

## 工事関係委託業務成績評定考査基準

### (評定の原則)

第1 評定は、契約ごとに別添の採点表を用いて行うものとし、評価項目、評価の視点及び評価細目の変更、追加及び削除並びに配点の変更は行わないものとする。

### (評定の区分)

第2 評定は、表1を参考に適正な区分で行うものとする。

表1 評定区分

区分	部門	業種
調査計画 設計業務	建設コンサルタント(建築)	建築設計、設備設計
	建設コンサルタント(土木)	河川、道路、上水道、下水道、農業土木、森林土木、造園、都市計画及び地方計画、土質及び基礎、鋼構造及びコンクリート、建設環境
測量その他	測量	一般測量、航空写真測量
	地質調査	地質調査
	補償コンサルタント	土地調査、土地評価、物件調査、事業評価

### (評定の方法)

第3 評定の方法は、次によるものとする。

- (1) 評定は、契約者立会いのもとで完了検査を実施したのち、採点表の評価細目との適合をチェックする方法で行うものとする。
- (2) 評定は、結果評価については成果品の内容を確認し、プロセス評価については業務経過を十分顧みて、表2-1を参考として相対的かつ公平な視点で行うものとする。
- (3) 評定者が算定した得点を合算し、表2-2-1及び表2-2-2の「重み」による加重平均を評定点とする。
- (4) 「重み」については当分の間、現行の「重み」とし、必要に応じて変更できるものとする。
- (5) 評定の結果は、委託業務成績評定表に記録するものとする。
- (6) 評定者は、業務成績評定を行ったときは、担当課長の決定を受けるものとする。

表 2 - 1 評定の指標

総評点	プロセス・成果の程度
80点以上	特に優れた業務
75点～79点	優れた業務
70点～74点	一般的な業務
65点～69点	やや劣る業務
60点～64点	劣る業務
59点以下	かなり劣る業務

表 2 - 2 - 1 業務別各評価項目の重み付け（表 1 評定区分のうち、建設コンサルタント（建築）を除く）

評価項目		調査計画	設計業務	測量その他	
プロセス評価	管理技術力	5	5	2	
	専門技術力	業務執行技術力	4	4	1
		提案力、改善力	2	2	1
		施工時への配慮	-	1(2)	-
		コスト把握能力	-	1	-
	コミュニケーション力	2	2	3	
	取組姿勢	2	2	3	
結果評価	成果品の品質	8	8	2	
合計		23	25(26)	12	

※設計業務におけるカッコ内の数値は、「施工時の配慮」において「施工計画あり」の場合に適用する。

表 2 - 2 - 2 業務別各評価項目の重み付け（表 1 評定区分のうち、建設コンサルタント（建築））

評価項目		調査計画	設計業務
体制 評価	業務実施体制	1	1
	管理技術者の能力	5	5
プ ロ セ ス 評 価	調整及び対応	5	5
	与条件の理解、業務への反映	4	4
	途中成果物に関する評価	4	4
結果 評価	業務目的の達成度	21	21
	創意工夫（選択項目）	-	(6)
合計		40	40 (46)

※設計業務における選択項目の数値は、結果評価において選択項目がある場合にカッコ内の数値を適用する。

※調査計画における評価項目の重みは、該当しない項目については評価対象とならないため変動する。

（評定の修正）

第 4 評定の修正は、次によるものとする。

（1）事故等による減点

当該業務遂行中に受託者に起因する事故等が発生し入札参加停止等の措置を行った場合には、当該業務の評定点に対して表 3 を参考として - 15 点まで減点することができる。

表 3 受託者に起因する事故等が発生した場合の減点基準

区分	口頭注意	文書注意	入札参加停止 1か月未満	入札参加停止 1か月以上
評定点	- 3点	- 5点	- 10点	- 15点

【適用事例】

- ・入札前に提出した当該業務の技術提案書等が虚偽であった事実が判明した。
- ・発注者の承諾なしに当該業務に関する権利義務及び成果物を第三者に譲渡又は承継、公開した。

- ・当該業務関係者が贈収賄等により逮捕又は公訴された。
- ・一括再委託、請負を行った。
- ・使用人等の就労に関する労働基準法に違反する事実が判明し、送検等された。
- ・打合せ協議又は検査の実施にあたり、職務の執行を妨げた。
- ・当該業務において安全管理の措置が不適切であったために、死傷者を生じさせた業務関係者事故、又は重大な損害を与えた公衆災害を起こした。

## (2) 瑕疵修補及び損害賠償による減点

成果品に、受託者の責任に起因する瑕疵が存在し、契約書の瑕疵担保条項等に記された手続に従い、瑕疵修補又は損害賠償が実施された場合には、当該業務の評定点に対して表4を参考として－20点まで減点することができる。

ただし、ここでいう瑕疵修補とは、軽微なミスの修正ではない大幅な修補をいう。また、評定が採点された後に当該事象が発生した場合は、遡って減点を実施するものとする。

表4 瑕疵修補及び損害賠償による減点

区分	瑕疵修補又は損害賠償の実施	故意又は重大な過失により瑕疵修補又は損害賠償の実施
評定点	－10点	－20点